

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件


原告 134名

被告 国

被告第12準備書面

平成28年3月23日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 代


被告指定代理人 伊藤 清 隆 代


山 本 剛 代

田 口 達 大 代

鈴木 和 孝 

飛 田 由 華 


帆 足 智 典 

睦 地 喜公衣 

檀 上 信 介 


小 西 弘 樹 


- 吉 田 隆 一 
- 近 藤 敦 史 
- 柴 田 英 一 
- 竹 本 亮 
- 武 田 龍 夫 
- 泉 雄 大 
- 内 山 則 之 
- 松 原 崇 弘 
- 中 川 幸 成 
- 井 藤 志 暢 
- 木 村 真 一 
- 谷 川 泰 淳 
- 羽 田 野 誉 
- 山 形 浩 史 
- 中 桐 裕 子 
- 澤 田 智 宏 


片野孝幸 代

大塚恭弘 代


森田深 代

齋藤哲也 代

野田智輝 代

佐藤雄一 代

永井悟 代

鈴木健之 代

第1	被告の主張が設置許可基準規則の解釈等と矛盾する旨の原告らの主張は，設置許可基準規則55条の重大事故等対策全体における位置付け及びその技術的な背景を正解しない独自の解釈に基づくものであって失当であること	5
1	原告らの主張	5
2	設置許可基準規則55条は，重大事故等対策全体における同条の位置付け及び技術的な背景を踏まえて解釈すべきこと	6
3	小括	10
第2	原告らの主張は，福島第一発電所事故に係る科学的知見によらずに設置許可基準規則55条を独自に解釈して主張するものであって失当であること	10
1	原告らの主張	10
2	福島第一発電所事故から得られた知見を踏まえても，設置許可基準規則55条に基づき，原告らが主張する拡散形態に対応する設備をあらかじめ一般的に設置すべきとはいえないこと	10
3	小括	12
第3	原告らの主張は，特定原子炉施設の指定に係る被告の主張を正解せずにする主張であって失当であること	12
1	原告らの主張	12
2	改正原子炉等規制法では，重大事故発生時から特定原子力施設の指定までに執られるべき対策を予定していること	12
3	小括	13
第4	結論	13

原告らは、平成27年12月14日付け原告ら準備書面(13)（以下「原告ら準備書面(13)」という。）において、被告第10準備書面第1（6ないし17ページ）における被告の主張に対し、①被告の主張は、設置許可基準規則の解釈等の文言と矛盾する、②福島第一発電所事故から得られた知見等を踏まえれば、設置許可基準規則55条は汚染冷却水の流出対策として必要な設備の設置を要求している、③特定原子力施設の指定には長期間を要するので、重大事故等対策としては間に合わないなどと主張する。

被告は、本準備書面において、原告らの上記主張に対して反論する。すなわち、設置許可基準規則55条は、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等における重大事故等対策の全体像や技術的な背景を踏まえて解釈すべきであり、原告らの上記主張①はこれを理解することなく同条を独自に解釈して主張するものであって失当であること（後記第1）、原告らの上記主張②は、福島第一発電所事故から得られた知見によらずに設置許可基準規則55条を独自に解釈して主張するものであって失当であること（後記第2）、原告らの主張③は、特定原子力施設の指定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であることを明らかにする（後記第3）。

なお、略語は新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告の主張が設置許可基準規則の解釈等と矛盾する旨の原告らの主張は、設置許可基準規則55条の重大事故等対策全体における位置づけ及びその技術的な背景を正解しない独自の解釈に基づくものであって失当であること

1 原告らの主張

原告らは、設置許可基準規則の解釈55条部分a)ないしd)は放水設備に関するものであるが、同e)は放水設備により打ち落とされた放射性物質の海洋への拡散を抑制する手段のみを審査対象にしているものではないとして、被告の主張はこれと矛盾する縮小解釈であるなどと主張する（原告ら準備書面(1

3)第1の2(4ないし6ページ))。

2 設置許可基準規則55条は、重大事故等対策全体における同条の位置づけ及び技術的な背景を踏まえて解釈すべきこと

(1)ア 被告第10準備書面第1の1(6ないし15ページ)で述べたとおり、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等は、設計基準事象に対する十分な対策を要求し、それを踏まえてもなお重大事故等が発生することを想定して重大事故等対策を要求しているところ、重大事故等対策の一つである設置許可基準規則55条は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するといった、重大事故等発生防止対策及び影響緩和対策を講じてもなお炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損等が生じた場合を想定した、放射性物質の拡散抑制について規定するものである。

すなわち、設置許可基準規則は、重大事故等対処施設について、地震や津波といった自然現象が作用した場合においてもその損傷の防止を要求している(同規則38条ないし40条)。また、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却することができる設備(同規則45条等)、原子炉冷却材圧力バウンダリ^{*1}を減圧することなどができる設備(同規則46条等)の設置等を要求している。さらに、原子炉格納容器は、炉心の著しい損傷が生じた場合に生じ得る放射性物質の異常な水準での放出を防止する障壁となることから、同容器の破損を防止するため、同容器内を冷却するための設備(同規則49条2項)、同容器の圧力を低下させるための設備(同規則50条)、同容器下部に落下した熔融炉心を冷却するための設備

*1 原子炉冷却材圧力バウンダリとは、発電用原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分をいう(設置許可基準規則2条2項37号。乙第44号証8及び9ページ)。

(同規則 5 1 条) の設置等を要求している。設置許可基準規則 5 5 条は、これら何重にも設置された重大事故等対策を全て凌駕して炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が生じた場合を想定した規定なのである。

イ そして、重大事故等対策防止対策には、原子炉施設の位置、構造及び設備といったいわゆるハード面からの対策と、手順や体制など当該設備等や緊急時資機材等を有効に活用する能力（アクシデントマネジメント能力）といったいわゆるソフト面からの対策とがあり、設置許可基準規則 5 5 条は、前者のハード面のうち発電用原子炉の設置（変更）時に求められる基本設計ないし基本的設計方針について定める規定である。

ウ このように、設置許可基準規則 5 5 条は、設置許可基準規則における各種事故防止対策を踏まえてもなお重大事故が発生した場合において、設備の設置というハード面において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておくことを求める規定である。

したがって、設置許可基準規則 5 5 条を解釈するに当たっては、上記のような法体系全体やその中における位置づけを十分に踏まえる必要がある。

(2) そして、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損等が発生した場合に想定される放射性物質の拡散形態の一つとしては、突発的に原子炉格納容器等外に放射性物質を含んだ空気の一団（プルーム）が発生して多量の放射性物質が短時間のうちに工場等外の広範囲に拡散することが想定されるところ、このような拡散形態に対しては、原子炉建屋に放水できる設備をあらかじめ配備することが必要である。また、放水により必然的に生じる放射性物質を含んだ水が、地表面や排水経路等を伝って短期間のうちに工場等外の海洋に拡散する事態に対しては、当該拡散を抑制する設備をあらかじめ整備することが必要である。

そうすると、設置許可基準規則の解釈55条部分は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷等が発生した場合の上記のような放射性物質の拡散形態を踏まえ、その拡散の抑制のため、あらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備として、a)ないしc)において、原子炉建屋から大気中に放射性物質が拡散することを抑制するために必要な放水設備の機能を定め、d)において、複数の原子炉格納容器等に対する同時使用を想定して放水設備の必要最低数を定め、e)において、放水後に放射性物質を含んだ水の海洋への流出を抑制するための設備を整備することを規定したものと解するのが合理的である。

このような解釈は、同条部分が、要求事項をa)ないしe)として並列的に一連のものとして規定していることからもうかがわれる。これに対し、仮に原告らの主張するとおり、放水設備により打ち落とされた放射性物質以外の放射性物質の海洋への拡散抑制についても、e)の記載において要求していると考えるのであれば、同規則の解釈55条部分は、例えば、「a)放水設備を配備すること。放水設備とは、以下に掲げる条件を満たすものとする。i)放水設備は、原子炉建屋に放水できるものであること、ii)(以下略)b)海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」などと、放水設備に関する規定と海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備に関する規定とを分けて規定することが考えられるが(同規則の解釈46条部分(乙第44号証97ページ参照))、同規則の解釈55条部分はそのような規定にはなっていない。

(3) 他方、前記(2)で述べた事象以外の事象については、前記(1)で述べたとおり、何重にも設置された重大事故等対策を踏まえてもなお炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損等に至った場合に生じ得るものであるところ、かかる事象や同事象発生時における原子炉施設の状態は、具体的状況下における破損・損傷部位により大きく異なるものであるから、かかる事象等を全て

想定した上、これに対応する設備をあらかじめ要求することは極めて困難である。そうであれば、実際に発生した重大事故の状況に応じて臨機応変に対応していくことが現実的かつ適切である。そこで、技術的能力審査基準においては、重大事故等対策の一つとして、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できることを要求するとともに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を構築し、かつ、中長期的な対応が必要となる場合に備えて適切な対応を検討できる体制を整備する方針が要求されている（技術的能力審査基準Ⅱ 1. 0 (3)及び(4)、同Ⅲ 1. 0 (4)。乙第59号証2, 11及び12ページ）。

さらに、原子力施設において、「地震、火災その他の災害が起こったことにより（中略）原子炉による災害が発生するおそれがあり、または発生した場合」（改正原子炉等規制法64条1項）においては、対策をあらかじめ定めておくよりも、当該施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが必要かつ妥当である。そこで、かかる事態が生じた場合には、当該原子炉施設を「特定原子力施設」に指定して、具体的な事態を踏まえた措置を講ずることを予定している（改正原子炉等規制法64条の2ないし4）。

したがって、原告らが主張する、溶融燃料の冷却水に溶け込んで液体として原子炉格納容器下部の貫通配管の破損部や格納容器下部キャビティ底部コンクリート等から流出して地中に染み込んだり、あるいは海中に流出したりして拡散していく場合や、溶融炉心が原子炉格納容器下部のコンクリートの土台を溶かしながら突き抜け地中に達する事象についていうと、まずは、前記(1)アで述べたとおり、かかる事象を発生させないために、仮に炉心が損傷した場合でも放射性物質が格納容器から流出しないための設備を要求して

いる。さらに、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、上記の技術的能力審査基準に規定する対策を求めており、さらに当該施設の状況に応じた適切な方法による管理が特に必要と認めるときは、改正原子炉等規制法64条の2に規定する特定原子力施設に指定して行う対策によって対応をすることが予定されているのである。

3 小括

以上に述べたとおり、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等における重大事故等対策の全体像や技術的な背景を踏まえれば、設置許可基準規則55条及びその解釈は、原告らが主張する事象に対応した設備の設置を要求しているものではない。原告らの主張は、これらを考慮しない独自の解釈であって失当である。

第2 原告らの主張は、福島第一発電所事故に係る科学的知見によらずに設置許可基準規則55条を独自に解釈して主張するものであって失当であること

1 原告らの主張

原告らは、福島第一発電所事故における汚染冷却水の流出は早くも事故当日ないし3日後から始まったとして、少なくとも液体の放射性物質である汚染冷却水の原子炉格納容器からの流出は、決して「あらかじめ一般的に設置しておく」必要がないほど「進展が遅」いわけでなく、また、重大事故発生時において汚染冷却水の流出対策として必要な設備は当然想定できるのであるから、設置許可基準規則55条は当該設備の設置を当然に求めていると主張する（原告ら準備書面（13）第1の3（6ないし8ページ））。

2 福島第一発電所事故から得られた知見を踏まえても、設置許可基準規則55条に基づき、原告らが主張する拡散形態に対応する設備をあらかじめ一般的に設置すべきとはいえないこと

原告らの上記主張は、福島第一発電所事故に関して、事故当日ないし3日後

から原告らがいう「汚染冷却水」の流出が始まったという知見があることを前提とするものと考えられる。しかしながら、原告らが上記主張の根拠として挙げる証拠（甲第144号証の1及び2）を通覧しても、甲第144号証の2には、福島第一発電所1号機については平成23年3月11日21時51分頃までに、同2号機については同月14日13時45分頃から同日18時10分頃までの間に、同3号機については同月13日2時42分頃から同月14日2時20分頃までの間に、「格納容器又はその周辺部に、その閉じ込め機能を損なうような損傷が生じていた可能性」がある旨の指摘はされているものの、原告らがいう「汚染冷却水」が、これら各時点において、「工場等外」（設置許可基準規則55条）に流出した旨の指摘はない。

そもそも、現時点における福島第一発電所事故後に発生したいわゆる汚染水問題により得られた知見を踏まえても、原告らがいう「重大事故発生時において汚染冷却水の流出対策として必要な設備」について、あらかじめ一般的に設置すべきということにはならない。

すなわち、福島第一発電所事故の後、最初に放射性物質を含む水が海洋に流出したことが確認されたのは、平成23年4月2日午前9時30分頃に、福島第一発電所2号機の取水口付近においてである。そして、当該事象の開始時期については、同月1日に、2号機スクリーンの近傍海面付近の空間線量が、その周辺のバックグラウンドレベルと変わらない 1.5 mSv/h であることが観測されている一方、同月2日に汚染水の流出が発見された直後には、ほぼ同様の場所である2号機スクリーンの床上（海面より約4m）で 20 mSv/h の空間線量が観測されていることから、同年4月1日に汚染水の流出が始まったと仮定され、かつ、その仮定は十分保守的と評価されている（以上につき、「福島第一原発2号機から流出した高濃度の放射性物質を含む汚染水について」（平成23年4月25日）原子力安全・保安院（乙第63号証1ページ））。

したがって、仮に原告らが主張するとおり、地震の3日後までに「格納容器

又はその周辺部に、その閉じ込め機能を損なうような損傷が生じていた可能性」があるとしても、工場等外である海洋への流出が最初に確認されたのは、事故発生から約3週間後の平成23年4月1日であるから、設置許可基準規則55条において、原告らのいう「冷却汚染水」の流出対策として必要な設備を要求していると解釈すべきということにはならないというべきである。

そして、原告らのいう「冷却汚染水」の流出対策については、前記第1の2(3)で述べた技術的能力審査基準における要求事項や「特定原子力施設」の指定（改正原子炉等規制法64条の2ないし4）により対処することが予定されている。

3 小括

以上によれば、原告らの上記主張は、福島第一発電所事故において得られた知見によらず、設置許可基準規則55条を独自に解釈して主張するものであって、失当である。

第3 原告らの主張は、特定原子炉施設の指定に係る被告の主張を正解せずにする主張であって失当であること

1 原告らの主張

原告らは、「中長期的な安全確保の手段を講じるための『特定原子力施設』の指定では、応急措置の間にも進行する液体ないし固体での放射性物質拡散への対策には到底間に合わない」と主張する（原告ら準備書面(13)第1の4(8, 9ページ))。

2 改正原子炉等規制法では、重大事故発生時から特定原子力施設の指定までに執られるべき対策を予定していること

しかしながら、被告第10準備書面第1の1(6ないし15ページ)で述べたとおり、技術的能力審査基準は、発電用原子炉について、重大事故発生直後から事故収束対応の維持を求めるとともに、事故発生7日以降には外部からの

支援を受けた中長期的かつ適切な対応について検討する体制を整備することを要求している。

したがって、放射性物質の拡散を抑制するための対策は、特定原子力施設として指定するまでもなく行われるのであり、被告は特定原子力施設の指定のみによって重大事故等対策が行われると主張しているわけではないから、特定原子力施設の指定では、応急措置の間にも進行する液体ないし固体での放射性物質拡散への対策には間に合わない旨の原告らの主張は、被告の主張を正解せず、前提を誤っている。

なお、福島第一原子力発電所においても、原告らが主張するような冷温停止状態に落ち着かせる応急措置完了を待つことなく、東京電力株式会社は、放射性物質を含む液体の拡散抑制対策として、速やかに外部の協力を受け、平成23年4月14日には、2号機スクリーンに取水口を覆うようにシルトフェンスを敷設することを完了させている（乙第63号証3及び7ページ）。

3 小括

以上によれば、原告らの上記主張は、被告の主張を正解せずにする主張であって失当である。

第4 結論

以上のとおり、設置許可基準規則55条に関する原告らの追加主張は、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等における工場等外への放射性物質の拡散の抑制に係る規定や特定原子力施設の指定に係る規定を誤って理解した上でするものか、福島第一発電所事故から得られた知見を正解せず、独自の見解を述べているにすぎないものであって、失当である。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号

発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
関西電力	関西電力株式会社	答弁書	4	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	//	//	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	//	//	
本件各原子炉	大飯発電所3号炉及び4号炉	//	//	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその付属施設	//	//	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	//	//	第3準備書面で略称を変更
行訴法	行政事件訴訟法	//	//	
訴訟要件①	処分権限	//	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	//	//	
訴訟要件④	原告適格	//	//	
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその付属施設	//	//	

後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	7	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	〃	〃	
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	〃	10	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	〃	20	第1準備書面で略称を変更
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間（「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より）	〃	23	
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	第1準備書面	5	
原子力規制委	原子力規制委員会及び経済産業大	〃	〃	

員会等	臣			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日 第一小法廷判決（民集46巻7号 1174ページ）	〃	10	
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	〃	〃	答弁書から略称を変更
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	13	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について（昭和56年7月原子力安全委員会決定）	〃	14	
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成17年12月15日原院発第5号）	〃	18	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	19	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	24	第4準備書面で基本用語を変更

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	〃	26	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について（基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価）」に対する見解	〃	30	
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	〃	34	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	第2準備書面	4	
本件シミュレ	平成24年10月24日付けで原	〃	6	

ーション	子力規制委員会が公表した原子力 発電所の事故時における放射性物 質拡散シミュレーション			
小田急大法廷 判決	最高裁判所平成17年12月7日 大法廷判決（民集59巻10号2 645ページ）	〃	9	
原子力災害対 策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置 を短期間で効率的に行うため、重 点的に原子力災害に特有な対策が 講じられる区域	〃	18	
I CR P	国際放射線防護委員会	〃	28	
訴え変更申立 書	原告らの平成25年9月19日付 け訴えの変更申立書	第3準備書面	4	
設置許可基準 規則	実用発電用原子炉施設の位置、構 造及び設備の基準に関する規則 （平成25年6月28日付け原子 力規制委員会規則第5号）	〃	〃	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規則（平成 25年6月28日付け原子力規制 委員会規則第6号）	〃	5	
現状評価会合	大飯発電所3，4号機の現状に関 する評価会合	〃	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電 力（株）大飯発電所3号機及び4 号機の現状評価書」	〃	〃	

新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等（同規則の解釈やガイドも含む）	〃	〃	
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決（民集46巻6号571ページ）	〃	8	
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	〃	〃	答弁書から略称を変更
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）（平成21年12月21日改訂）	〃	14	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	〃	19	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	〃	21	
大飯破砕帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	〃	26	
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	〃	32	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成24法律第47号）	第4準備書面	5	
改正原子炉等規制法	設置法附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	〃	〃	第1準備書面

	※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。			から基本用語を変更
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	//	//	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	//	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	//	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	//	18	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	//	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	//	//	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	//	//	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置する	//	21	

	ために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）			
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）	//	22	
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	//	25	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	//	28	
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	//	29	
実用炉設置許	実用発電用原子炉及びその附属施	//	30	

可基準規則	設の位置，構造及び設備の基準に関する規則			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第5準備書面	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	〃	5	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	〃	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	〃	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	〃	6	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	〃	6	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	〃	7	
設置許可基準	実用発電用原子炉及びその附属施	〃	7	

規則の解釈	設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）			
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）	〃	7	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定）	〃	8	
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定）	〃	8	
基準地震動	設置許可基準規則4条3項に規定する基準地震動	〃	13	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	〃	28	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	〃	34	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を	〃	34	

	未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備			
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	第7準備書面	5	
旧F-6破砕帯	昭和62年の本件各原子炉の設置許可申請時に推定されていたF-6破砕帯	第8準備書面	5	
新F-6破砕帯	大飯破砕帯有識者会合において確認された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	〃	5	
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯評価について」	〃	5	
本件各設置変更許可申請	関西電力が平成25年7月8付けでした本件各原子炉についての設置変更許可申請	〃	9	
基準地震動による地震力	当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第9準備書面	7	
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号)	〃	11	

	原子力規制委員会決定)			
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	//	1 1	
推本	地震調査研究推進本部	//	1 1	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	//	1 8	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	//	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	//	6	
島崎氏	島崎邦彦氏	//	6	
島崎発表	島崎邦彦氏の発表	//	6	

技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定）	〃	7	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	第12準備書面	5	